

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		京銀証券		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.kyoto-fg.co.jp/customer/		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.kyogin-sec.co.jp/basic_policy.html		
原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2		実施	P1「私たち京都フィナンシャルグループのおもい」 P2基本方針 P3「基本方針01. お客さまの最善の利益に資する金融商品・サービスの提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P18「基本方針05. 最善の利益確保に向けた体制整備」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P18＜取組状況＞ P19「R&I顧客本位の金融販売会社評価」
	注	実施	P3、P8「基本方針01. お客さまの最善の利益に資する金融商品・サービスの提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P3、P4、P5、P6、P7、P8、P9、＜取組状況＞ P20～P25計数指標10～16 P20（参考）ファンド別損益プラス先の平均保有期間割合（参考）長期・積立・分散項目別損益プラス先の比（銀行）
原則 3		実施	P16「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P16＜取組状況＞投資信託に関する管理プロセスについて P17＜取組状況＞
	注	実施	P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P16、P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞ P16＜取組状況＞投資信託に関する管理プロセスについて P17＜取組状況＞
原則 4		実施	P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜手数料（目論見補足説明書・商品概要資料）＞
原則 5		実施	P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞ P12＜取組状況＞
	注 1	実施	P10、P11「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P10＜取組状況＞ P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
	注 2	実施	P11「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
	注 3	実施	P10、P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞ P12＜取組状況＞

原 則			実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	注 4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	P10、P11「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
	注 5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	P11「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
原則 6		【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	P3「基本方針01. お客さまの最善の利益に資する金融商品・サービスの提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P10「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P13「基本方針03. お客さまにとって利用しやすい情報提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P3、P4、P5、P9＜取組状況＞ P10＜京銀Asset Design Navi 愛称：アセナビ＞ P13＜取組状況＞ P14＜取組状況＞＜タブレット受付＞＜京銀アプリ＞
	注 1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	P3「基本方針01. お客さまの最善の利益に資する金融商品・サービスの提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P10、11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P13「基本方針03. お客さまにとって利用しやすい情報提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P4、P7、P9、P12、P13＜取組状況＞ P10＜京銀Asset Design Navi 愛称：アセナビ＞＜取組状況＞ P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞ P12＜取組状況＞
	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	P10、P11「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	P10「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞＜重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）＞
	注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	P10、P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P11＜取組状況＞、P12＜取組状況＞
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱い金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	P10、P11、P12「基本方針02. 一人一人のお客さまに沿ったコンサルティング提案と説明」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P13、P14、P15「基本方針03. お客さまにとって利用しやすい情報提供」＜主な取組方針（アクションプラン）＞ P18「基本方針05. 最善の利益実現に向けた体制整備」＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P12＜アフターフォロー＞ P12、P13、P14＜取組状況＞ P15＜8. お客さま向けセミナー開催回数＞＜金融教育＞＜取組状況＞ P18＜取組状況＞＜9. FP関連資格取得者数＞
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するために金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P16＜取組状況＞ P17＜取組状況＞

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 7		実施	P18「基本方針05. 最善の利益実現に向けた体制整備」 ＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P18＜取組状況＞
	注	実施	P18「基本方針05. 最善の利益実現に向けた体制整備」 ＜主な取組方針（アクションプラン）＞	P18＜取組状況＞
補充 原則 1		非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
補 充 原則 2		非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
	注 1	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
	注 2	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
補 充 原則 3		非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
	注 1	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
	注 2	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞
	注 3	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガ バナンス」	P17＜取組状況＞

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
補充原則4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
補充原則5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	P17「基本方針04. 利益相反の適切な管理とプロダクトガバナンス」	P17＜取組状況＞

【照会先】

部署	経営企画部
連絡先	075-361-2220